

## Nord Stream 2とTurkStream – 米国による新たな制裁に関する最新情報

こちらは、英文記事「[Nord Stream 2 and TurkStream – Update on New US Sanctions](#)」（2020年9月）の和訳です。

### はじめに

Nord Stream は、ロシアとドイツを結ぶ海底天然ガスのパイプラインシステムです。最初に敷設された Nord Stream (NS1) のヴィボルグ (Vyborg) からグライフスヴァルト

(Greifswald) までの2本のラインと、Nord Stream 2 (NS2) と呼ばれるウスチ・ルガ (Ust-Luga) からグライフスヴァルトまでの2本のラインから成ります。NS1はロシアの国営企業・ガスプロムを大株主とする Nord Stream AG が所有・運営し、NS2はガスプロムの完全子会社である Nord Stream 2 AG が所有しており、今後運営を行っていく予定です。

NS1は2012年10月8日に完成しました。NS2の敷設作業は2018～2019年にかけて行われていましたが、米国の制裁により中断されました。米国による制裁発動前は、2020年中頃の稼働開始を見込んでいました。

TurkStream はロシアとトルコを結ぶ天然ガスパイプラインです。ロシアのアナパ (Anapa) 近郊のルースカヤ (Russkaya) 圧縮ステーションを起点に、黒海をまたいでクユキョイ (Kiyiköy) の受け入れ施設まで繋がっています。TurkStream の建設は2017年5月に開始され、2020年1月1日にこのパイプラインを経由してブルガリアへのガス供給が始まりました。

本サーキュラーは、NS2とTurkStreamのパイプライン建設プロジェクトと、いずれかのプロジェクトに関して船舶およびサービスを提供する者を対象とした制裁規定を強化する米国の取り組みに関するものです。米国の最近の取り組みで主に重視されているのが、「米国の敵対者に対する制裁措置法 (CAATSA)」と「欧州エネルギー安全保障保護法 (PEESA)」の2つの法律です。CAATSAとPEESAの制裁権限に関する文言は異なりますが、いずれの法律も、米国以外の船主、および海運業界のその他の事業者（保険会社を含む）の活動に影響を及ぼす可能性があります。各法律の概要は以下のとおりです。

### CAATSA (米国の敵対者に対する制裁措置法)

CAATSAは2017年に米国議会で可決されました。CAATSAの第232条には、ロシアのエネルギー輸出パイプラインの建設に関する特定の高額投資またはその他の取引を政府による制裁の対象とすることを認める条項が含まれています（ただし、制裁を要求するものではありません）

ん)。また第 232 条は、米国財務省との協議の上、米国国務省に制裁措置を発動する権限を与えています。

CAATSA が制定された際、米国国務省は自らの判断により、2017 年 8 月 2 日以降にプロジェクト契約が結ばれたロシアのエネルギー輸出パイプラインを対象としない方針を採用しました。この方針によって、NS2 と TurkStream は第 232 条の対象から実質的に外れることになりました。ところが、2020 年 7 月 15 日、米国国務省はこの方針を変更することを発表し、第 232 条の対象範囲をさらに広げてロシアのエネルギー輸出パイプラインも含めることを明らかにしました。これに伴い、NS2 と TurkStream も制裁対象に含まれるようになりました。方針変更の発表の場で米国国務省は、同省がロシアの「…米国およびその同盟国・協力国に対して攻撃的な行動で対応するといった悪意のある振る舞い」と表現したものに対して、ロシア側に費用を負わせることがこういった制裁の目的であると述べました。

方針の変更に伴い、第 232 条 (a) にある公正市場価格の基準値を満たし、かつ NS2 または TurkStream の拡張・建設・近代化を直接かつ大幅に助長するものの中でも、とりわけロシア連邦の商品・サービスを販売、リースまたは提供する者に対しては、制裁（米国による阻止を含む）が科される可能性があります。対象となる金額の基準は、公正市場価格が 100 万米ドル以上、または 12 か月間の総額が 500 万米ドル以上となります。

NS2 の建設に関連する幅広いサービスを対象に含めるべく、米国国務省は今後第 232 条の規定を広く解釈していく兆候が見て取れます。第 232 条に該当する制裁対象のサービスは、必ずしもロシア連邦と直接契約したものと限りません。したがって、どのような種類であれ NS2 や TurkStream 関連で使用される船舶を提供する、またはそのような船舶にサービス（管理、保険、港湾サービスなど）を提供する場合、契約相手方の身元に関係なく、米国人以外の者も第 232 条に基づいて制裁が科される可能性があります。対象となる金額の基準も引き続き加味する必要がありますが、これらの基準についても幅広い解釈がなされる可能性があります。提供された船舶やサービスの公正市場価格は、該当する契約で定められた金額だけで判断されると想定してはなりません。例えば、管理サービスの公正市場価格は、管理費用に限定されない可能性があります。

### PEESA（欧州エネルギー安全保障保護法）とその明確化

2019 年 12 月、米国は PEESA を制定し、同月に行われた署名後直ちに発効しました。PEESA は基本的に、NS2 と TurkStream に関連するパイプライン敷設に携わる船舶、およびそのようなプロジェクトの建設のためであることを承知の上で船舶を販売、リースもしくは提供した外国人、またはそのようなプロジェクトの建設に船舶を提供するために詐欺的・計画的な取引を手伝った外国人に対して制裁を科すことを定めています。PEESA によって認められている制

裁の種類には、米国の管轄内にある外国人の資産の凍結、外国人役員および主要株主に対するビザの発給拒否と米国への入国拒否などがあります。

PEESA の下で発動された制裁が不十分で、NS2 の建設が依然として続いていることに不満を抱いたためか、米国の上院・下院議員のグループが最近 PEESA の修正法案を提出しました。上院法案 3897 と下院法案 7361 は、それぞれ PEESA 明確化法を通じて PEESA の強化と明確化を提案しています。2つの法案は文言に若干の違いはありますが、いずれも強制的な制裁を必要とする活動の種類を広げることを目的としています。

いずれの法案でも、PEESA による制裁対象を拡大し、パイプラインを敷設する船舶だけでなく、「パイプ敷設活動」に従事する船舶も含めています。パイプライン敷設活動は、「現場の準備、溝掘り、測量、岩の設置、配列、曲げ、溶接、塗装、パイプの降下作業、埋め戻し」などパイプライン敷設をサポートする活動と定義されています。また、文言に若干の違いはありますが、いずれの法案もこのような活動に従事する船舶の販売、リースもしくは提供を行う者、またはそのような船舶の販売、リースもしくは提供を手助けする者も制裁対象にしています。さらには、PEESA に記載された船舶（パイプライン敷設、またはパイプライン敷設活動に従事する船舶など）に対して引受業務、保険、または再保険を提供する者を制裁対象とする条項を含んでいます。現在の法案には、引受人、保険会社、再保険会社のいずれか、またはこのすべてに対するデューデリジェンス義務の特例はありません。さらに、前述の CAATSA とは異なり、PEESA 明確化法では制裁対象を判断する金額基準も決められていません。

この2つの法案は、共和党と民主党、そして連邦議会両院で超党派の支持を獲得していますが、現在はまだ上院と下院のそれぞれの委員会では法案通過を目指しているところです。そのため、議会で調整と承認が行われて署名のために大統領に提出されるかどうかや、それがいつになるかははっきりしていません。仮に法案が通過した場合、PEESA 明確化法は、米国以外の船主、運航者、およびその保険会社に甚大な影響を及ぼす可能性があります。とりわけ、船舶が「パイプライン敷設活動」に従事していると連邦議会への報告書の中で特定された場合、当該船舶の保険会社もその報告書の中で特定されるおそれがあります。企業が報告書の中で特定されると、PEESA 明確化法で明示的に定められた規定に基づいて制裁が科されます。ただし、同法が制定された場合に、そのような規定が最終的にどのように履行されるのかについてはまだ分かっていません。

### クラブによるカバーへの影響

違法な活動に関わっている船舶や、保険カバーを提供することによってクラブが制裁違反に問われるおそれがある船舶に対しては、保険カバーが提供されないことにご注意ください。

CAATSA および PEESA によって保険者へ直接的な制裁が科されるおそれがあることから、Nord Stream 2 あるいは TurkStream の建設プロジェクトに従事する、またはこれに関係する一切の活動については、クラブによる保険カバーは提供されません。

そのため、メンバーの皆さまには、Nord Stream 2 または TurkStream の建設プロジェクト関連の契約を締結するリスクを評価・軽減し、制裁や執行措置を受けないように最大限のデューデリジェンスを実行することが強く求められます。

### まとめ

以上の内容を考慮すると、米国以外の船主、保険会社などにとって喫緊性の高い懸念事項は CAATSA の第 232 条です。米国国務省は同条を NS2 と TurkStream に適用することを 2020 年 7 月 15 日に明らかにしました。したがって、NS2 もしくは TurkStream 関連で使用されている船舶の所有者や運航者、またはそのような船舶にサービスを提供している者は、その活動が第 232 条の制裁規定の適用対象となるか否かを考慮する必要があります。

さらに、修正法案では制裁の義務化と強化が想定されているため、PEESA の明確化を取り巻く今後の動向を注視することも重要です。

国際グループに加入するすべてのクラブが同様のサーキュラーを発行しています。

本サーキュラーの起草にあたりご協力いただいた、米国の Freehill, Hogan & Mahar LLP 法律事務所の Gina Venezia 氏に感謝いたします。

ご質問がありましたら、[ガードジャパン株式会社](#)までお問い合わせください。

敬具

**GARD AS**



**Rolf Thore Roppestad**

CEO（最高経営責任者）

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。